

第2号様式

覚 書

佐世保市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、佐世保市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供について、次のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から次の雑誌の提供を受ける。

雑誌名「」

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛け、乙の広告を雑誌の裏面に掲載することができる。ただし、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

（提供の期間）

第3条 乙が甲に対し、雑誌を提供する期間は雑誌の購入代金支払確認後から〇〇年3月31日までとする。なお、乙は、次年度も引き続き雑誌スポンサーとして広告掲出を希望する場合は、年度ごとに雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）を再提出するものとする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第4条 乙は、甲に提供する雑誌の代金を甲が指定する納入業者に直接支払うものとする。この場合において、乙は、納入業者から請求を受けた後、指定された期日までに支払わなければならない。

2 前項の代金の支払いは一括先払いとし、価格変動等による過不足が生じた場合は、年度末に乙と納入業者との間で精算するものとする。

3 振込手数料は、乙の負担とする。

4 乙が提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌を提供し、又は雑誌の提供を中止するものとする。

5 乙が中途において雑誌の提供を中止した場合の過不足金の精算は、乙と納入業者との間で行うものとする。

（広告掲載の責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙が掲載しようとする広告内容について、佐世保市広告掲載基準第5条各項各号に

該当するものは掲載しない。

- 3 第三者から広告に関して苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(広告内容の変更)

第6条 広告の内容は随時変更できるものとし、乙は、変更しようとする日の1月前までに広告の内容変更申込書(第3号様式)を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による申込みを受けた場合は、広告の内容について審査するものとし、広告の内容が佐世保市広告事業実施要綱第3条又は佐世保市広告掲載基準第5条に該当する場合は、変更を認めないものとする。

(雑誌の提供中止の届出)

第7条 乙は、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の1月前までに雑誌スポンサー制度中止届(第4号様式)により甲に届けなければならない。

- 2 乙が前項の届出をした場合、甲は乙の希望する日をもって広告の掲載を中止するものとし、本覚書は解除されるものとする。

(覚書の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの覚書を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、納入業者が指定する期日までに雑誌の代金を支払わないとき。
 - (2) 佐世保市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 前2号のほか、本覚書の条項に違反したと認められるとき。
- 2 前項の規定により覚書が解除された場合、甲は広告の掲載を中止するものとする。
 - 3 第1項の規定により甲が覚書を解除した場合、乙に損害があっても甲は乙に対しその損害を賠償しない。

(協議)

第9条 本覚書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 佐世保市八幡町1番10号

佐世保市長 朝 長 則 男

乙